管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

埼玉県工業用水道事業給水規程の 部 を改正する規程を次の ように定める。

令和三年四月三十日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用 水道事業給水規程 (昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号)

の一部を次のように改正する。

様式第一号中 及 び 「(日本工業規格 A 4判)」 を削る。

様式第二号中「(日本口糕洒路 A4型)」を削る。

様式第三号中 及 び 「 (日 本工業規格 A 4判)」 を削 る。

様式第四号中「(日村日紫湛裕 A4型)」を削る。

様式第五号及 び様式第六号中 ŢĘIJ_ 及び 「(日本工業規格 A 4判)」 を削る。

様式第七号中「(田林日紫湛裕 A4型)」を削る。

様式第八号及 び様式第九号中「哥」 及び「(日本工業規格 \triangleright , 4判)」 を削る

様式第十号中「(日本工無温裕 A4型)」を削る。

様式第十一号 及び様式第十二号中 「(日本工業規格 \triangleright Ω 些)」 を削る。

様式第十三号及び様式第十四号中 「哥」及び 「(日本工業規格 A 4 判)」 を削 る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。